

低所得者の介護保険料軽減強化について

1 経緯

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により、平成26年4月消費税率引き上げ分を財源とする公費を投入し、平成27年度から低所得者の保険料軽減を実施している。

令和元年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者の更なる保険料軽減を図るため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第54号）が平成31年4月1日から施行された。

2 改正内容

別紙のとおり。

3 規定整備

令和元年第2回定例会において、介護保険条例の一部改正を提案する予定である。

以 上

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

別紙

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施（平成27年4月）
市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）

②完全実施（平成31年10月）
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）
【実施時所要見込額（満年度）約1,600億円（公費ベース※）】平成31年度予算案ベース

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4

